

差別のない明るい人権尊重社会を目指して 8月は「差別を許さない市民運動推進強調月間」です

市民一人ひとりが人権問題を正しく理解し、「差別を許さない」という意識を高めるとともに、人権に対する配慮が行動に表われるような人権感覚を身に付けてもらうため、市では次の人権啓発、相談事業などを実施しています。

人権・同和問題地区別研修会の開催

全市民を対象に、差別の根本的解決に向けた研修会を行っています。この研修会は、人権・同和問題についての理解、さらには問題認識の再確認をする場として実施するものです。また、人権を尊重し、痛みの分かる人権の推進者を育てることも考え、継続して実施しています。

開催に当たっては、各地区の人権教育推進協議会、公民館、自治会、老人クラブなど、さまざまな団体の協力をいただいています。なお、各地域の研修期などは、各公民館および自治会などに問い合わせください。

多くの皆さんに研修の主旨を理解してもらい、積極的に人権・同和問題地区別研修会へご参加くださいますようお願いいたします。

人権を守るために

いじめや虐待・差別・プライバシーの侵害など日常生活で困っている方のために、人権擁護委員による相談窓口を開設しています。一人で悩まずに、気軽にこ

相談ください。なお、相談日時・会場は人権推進課にお問い合わせください。

この他、人権リーフレットを配布したり、市ホームページを活用したりするなど、憲法で保障された全ての人の人権が守られるよう、あらゆる機会を通じて啓発活動を行っています。

みんなの人権 110番

☎ 0570-0003-110

子どもの人権 110番

☎ 0120-0007-110

※いずれも月々金曜日午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）

▼問い合わせ 同課人権同和対策担当
(内線221)

9月の第1日曜日は家族防災会議の日です

地震はいつ発生するか分かりません。「もしものとき」に備えて、家族で普段から避難場所や安全確認の方法などについて話し合ひましょう。

▼家族で話し合っておくこと

- ・ 家族の避難場所や集合場所、連絡先を決めておきましょう

- ・ 安全確認の方法を確認しましょう

- ・ 家の中の安全確認をしましょう

- ・ 非常用持ち出し品を確認しましょう

※防災安全課で配布しているチェックシート（市ホームページからダウンロード可）をご利用ください。

▼問い合わせ 防災安全課防災担当（内線282）

行田市観光委員会の委員を募集します

市では、観光行政の円滑な運営を図るため、行田市観光委員会を設置しています。この委員会は、市長から諮問を受け、観光資源の開発や観光施設の設置、保護改善および宣伝など、観光に関する事項について調査審議する機関です。

このたび、幅広く皆さんの意見を施策に反映させるため、委員を募集します。

▶**応募資格** 市内在住・在勤・在学の満20歳以上の方で、平日昼間に開催する会議に出席できる方。なお、次に該当する方は応募できません。

(1) 応募日現在、本市の他の付属機関の委員の職にある方

(2) 市職員および市議会議員

▶**募集人数** 2人

▶**任期** 委嘱した日から2年

▶**応募方法** 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、勤務先(または学校名)、市の観光に関する考え(400～800字程度)を記入した書類(様式自由)を8月16日(金)までに持参または郵送で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市商工観光課

▶**選考方法** 書類審査の上決定し、結果は応募者全員に通知します。

▶**問い合わせ** 同課観光担当(内線382)

防災行政無線を用いた全国一斉の緊急情報伝達試験を実施します

消防庁では、地震などの災害時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用した防災行政無線などの全国一斉緊急情報伝達試験を実施します。

9月11日(水)午前11時ごろと午前11時30分ごろの2回実施します。

放送内容は次のとおりです。

これは、試験放送です。

これは、試験放送です。

これは、試験放送です。

こちらは、防災行田です。



▶**問い合わせ** 防災安全課防災担当(内線282)

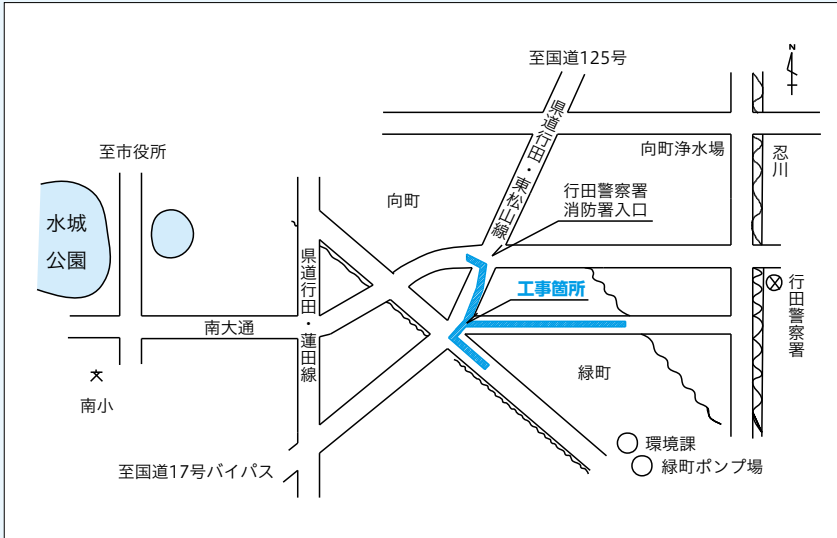
下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第1期納期限 8月27日(火)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

下水道工事のお知らせ

9月から平成26年3月(予定)まで、向町・緑町地内で下水道工事を行います。工事期間中は、片側交互通行や通行止めなどの車線規制を行うため、工事箇所周辺の道路で混雑が予想されます。通行の際は工事案内看板、誘導員の指示に従ってください。皆様のご理解ご協力をお願いします。



▶ 問い合わせ 下水道課工務担当 ☎564-0303(前谷1-1・水道庁舎内)

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった方は、下水道課までご連絡ください。

▼ 問い合わせ 同課業務担当 ☎564-0303(前谷1-1・水道庁舎内)

排水設備工事責任技術者資格認定共通試験を行います

▼ 試験日 11月17日(日)

▼ 試験会場 埼玉工業大学(深谷市普濟寺1690)

寺1690)

▼ 受験資格 次のいずれかに該当する方は、高等学校の土木工学科またはこれに相当する課程を修了して卒業した方

② 高等学校を卒業した方で、排水設備工事などの設計または施工に関し、1年以上の実務経験を有する方

③ 排水設備工事などの設計または施工に関し、2年以上の実務経験を有する方

④ ①～③に準ずる方

▼ 受験料 9千円

▼ 申込方法 8月19日(月)～9月30日(月)(必着)に郵送してください(詳細は受験案内を参照)。受験案内は8月19日(月)から下水道課で配布します。

▼ 問い合わせ 同課普及促進担当 ☎564-0303(前谷1-1・水道庁舎内)

都市計画変更案の縦覧を行います

市では、産業振興を図るため、長野5丁目の都市計画である「長野地区地区計画」の変更手続きを進めています。今回、この変更案を広く周知するため、次のとおり縦覧を行います。

▼ 縦覧期間 8月19日(月)～9月2日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

▼ 縦覧場所 都市計画課

この変更案に意見のある方は、意見書を提出することができます。

意見書提出方法

同課で配布している意見書に必要事項と意見を記入し、8月19日(月)～9月2日(月)(必着)に、持参または郵送してください。【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市都市計画課

▼ 注意 意見書を提出できる方は、市内在住の方または利害関係人です。

▼ 問い合わせ 同課計画担当 ☎550-1550

シルバー人材センターからのお知らせ

こんな仕事をお受けしています

刃物研ぎ、植木の剪定、草取りや草刈り作業、屋内外の掃除、ふすま・障子・網戸の張り替え、簡単な大工仕事、塗装、植木の散水作業、イベント準備、後片付け、その他軽作業など

シルバー人材センターで働いてみませんか

60歳以上で健康で働く意欲のある方なら入会できます。知識や技能を生かして地域に貢献したい方、健康のため体を動かしたい方の入会をお待ちしています。

▼ 入会説明会 毎月、第1・3木曜日の午前10時から同センター(旭町13-24)で行っています。

▼ 問い合わせ 同センター ☎556-5221